

労働者派遣法に基づく情報公開について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、当社の労働者派遣事業におけるマージン率等を公開します。

対象期間：2017年4月1日～2018年3月31日

事業所名称	バルテス・モバイルテクノロジー株式会社
事業所の所在地	大阪市中央区本町4-1-7 第二有楽ビル

1. マージン率等

①派遣労働者数	②派遣先事業所数	③労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの 平均)	④派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの 平均)	⑤マージン率 (③-④) ÷ ③
12人	6社	36,374円	16,776円	53.88%

※マージン率は、マージン（派遣先より派遣元に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額）を派遣料金で除して得られた率をいいます。

2. マージン率に含まれる費用

①労働保険料・社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの 事業主負担分
②有給休暇費用	年次有給休暇取得時における賃金
③健康診断費用	一般健康診断費用
④募集費用	求人媒体費（紙媒体及びインターネット等）
⑤就業管理費用	就業に関する費用
⑥営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、法定手続費用、事務所費、通信費等
営業利益	派遣料金から労働者の賃金と①～⑥までを合算して差し引いた利益

3. 教育訓練に関する事項

- ・入社時研修
- ・セキュリティ教育
- ・1/2/3年目研修
- ・PL研修
- ・PM研修
- ・英語研修
- ・改善、提案プレゼン研修

4. その他参考と認められる事項

- (1) 2018年9月より東京都情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設・サービスが受けられます。
※社会保険加入者のみ
- (2) インフルエンザ予防接種費用の助成があります。